

## 多度津町農業委員会議事録

平成29年11月17日午前8時56分より午前9時35分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- |       |   |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知および使用貸借解約通知について（報告）               |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                                |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                                |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について            |
| 議案第5号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について |
| 議案第6号 | 非農地証明願について  |
| 報告    | その他   |

出席状況

出席委員

農業委員（14名）

議長	秋山義充
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	大山島弘
4番委員	山崎義行
5番委員	斯波波明美
6番委員	塩入達彦
7番委員	香川篤
8番委員	亀山均
9番委員	大谷泰則
10番委員	三野敏彦
11番委員	横關幹夫
12番委員	矢野和幸
13番委員	松浦俊正
14番委員	中村稔

農地利用最適化推進委員（7名）

1番委員	堀家徹
2番委員	塚本繁造
3番委員	大西和芳
4番委員	山地正夫
5番委員	松岡安男
7番委員	村井文数
8番委員	松井求

欠席委員

農業委員（0名）

農地利用最適化推進員（1名）

6番委員	篠原壽雄
------	------

農業委員会事務局職員

事務局長	谷口賢司
農地係長	吉田清司
農地係	橋本知子

## 審 議 内 容

事務局長  
会長

それでは、開会に当たりまして、秋山会長よりご挨拶申し上げます。  
改めましておはようございます。

紅葉の季節本番ということでございますが、天候のほうもちよっと雨が多いかなあと、周期的にあったりして作業面も大変苦勞されるところがあるかと思いますが、そういう中、委員の皆様方には何かとご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。

また、先日は研修お疲れでございました。また、20、21日、改選時期の3年に1度の研修ということで、広島方面またよろしく願いいたしたいと思います。

それでは、早速ではございますが、開会いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局長

ありがとうございます。

それでは、本日の農業委員会定例会の出欠でございます。本日は、14名全ての委員さんがご出席を賜っております。そのため、多度津町農業委員会規則第6条でございます過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議長の選出でございますが、多度津町農業委員会規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっておりますので、秋山会長をお願いいたします。

議長

それではまず、議事録署名委員の選出のほうでございますが、例によりまして私のほうより決めさせていただきたいと思います。11番の横關委員さん、12番の矢野委員さん、よろしく願いいたします。

それから、昨日の小委員会の報告のほうを香川委員さん、よろしく願いいたします。

7番委員

それでは、昨日行いました小委員会で、結果を報告したいと思います。

出席は、事務局谷口さん、それと吉田さん、それから橋本さん、それから秋山会長、土田・大島両代理、それと山地委員と私で行いました。

まず、議案第2号ですけども、議案第2号、議案第3号、それと議案第6号について現地確認に行きました。それで、現地確認に行った結果、議案第2号の3件とも一応これといった問題はありませんでした。それと、議案第3号の1件についても確認に行った結果、別に問題点はありませんでした。それと、議案第6号の非農地証明についても確認しました結果、これといって問題になるところはございませんでした。

以上、きのうの小委員会の現地確認の報告を行います。

以上です。

議長 ありがとうございます。  
それでは、議案のほうに移らせていただきます。  
議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知および使用貸借  
解約通知についてを議題といたします。  
よろしく願いいたします。

事務局 議案書の1ページをごらんください。  
【議案第1号1番から3番について 議案書を基に朗読】  
補足といたしまして、番号1番は戦前からの小作地の解約となります。  
また、1番、3番については、解約後、機構を通して貸借予定です。  
以上です。

議長 1番、戦前の小作ということで、慣例によりまして参考になればとい  
うことで、地元委員さん、三野さんかな。三野さん、地元委員という、  
知ってる範囲内で戦前の小作ということで、参考になればということで。

10番委員 細かいことは聞いてないです。

議長 特段ないということやな。

10番委員 はい。

議長 のようでございます。  
議案第1号、報告案件ということでご理解いただきたいと思います。  
続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請につい  
てを議題といたします。

事務局 議案書の2ページをごらんください。  
【議案第2号1番から3番について 議案書を基に朗読】  
以上、3件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ  
総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全て  
の農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がな  
いこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米も、取得する農  
地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には  
該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。  
以上です。

議長 3条申請について事務局より説明がございましたが、皆さんのほうか  
らご意見、ご質問等ございましたらご発言いただきたいと思います。  
3番は、主人が亡くなって、本人の体調と年の関係もあってというこ  
とで、それと農業廃止かな。もう全然田んぼのほうへ出よらんというこ  
とです。  
皆さんのほうから特段ございませんか。  
(なし の声あり)

ないようでしたら、議案第2号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第2号を承認いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第3号1番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地の農地ではありますが、農用地とはなっていないいわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。転用理由として、露天駐車場となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成30年1月10日、工事完了が平成30年2月10日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費で合計333万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

以上、1件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障がないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

皆さんのほうから何かご意見等ございましたらご発言いただきたいと思っております。

特段ございませんか。

(なし の声あり)

ないようでしたら、議案第3号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第3号を承認いたします。

続きまして、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律の第31条の議事参与の制限の関係で該当いたします●●委員、●●推進委員さん一時退席をお願いします。

(●●委員、●●推進委員退席)

事務局

議案書の4ページから10ページの両面印刷をごらんください。

多度津町長より、農用地利用集積計画の決定を求められています。全部で31件、5万8,273平米の申請があり、全て使用貸借権での設定になります。内訳としては更新が20件、4万731平米、新規が11件、1万7,542平米になります。

以上、31件の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。

補足といたしまして、議案書9ページ25番から10ページ31番については、次の議案第5号の農用地利用配分計画に関連しております。

以上です。

議長

皆さんのほうから、経営基盤強化促進法ということで、余りないかと思いますが、よろしいでしょうか。

(なし の声あり)

特段ないということで、議案第4号を承認といたします。

(●●委員、●●推進委員着席)

職務代理者(2番)

農業委員会等に関する法律の第31条の議事参与の制限の関係で該当いたします●●委員、●●推進委員さん一時退席をお願いします。

(●●委員、●●推進委員退席)

農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の関係で議長が退席をしましたので、職務代理の私が議事を進行いたします。

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてを議題といたします。

よろしくをお願いします。

事務局

では、議案書の11ページをごらんください。

農業委員会において意見聴取することになっています。先ほどの議案第4号で、香川県農地機構が借り受けをした農地13筆1万184平米のうち、2筆2,876平米を●●●●に、3筆2,960平米を●●●●に、1筆676平米を●●●●に、2筆1,605平米を●●●●に、1筆409平米を●●●●に、4筆1,658平米を●●●●に貸し付けいたします。

以上です。

職務代理者(2番)

何かご質問、ご意見等ありますか。

11番委員

9番のところなんですけど、右の端の利用内容ということで、作物のところにブロッコリーと単品で書いてますよね。これ単品で書いて、ほかのものはつくれないということでしょうか。普通は、露地野菜と書く

のが普通じゃないんでしょうかね。

事務局

ブロッコリーをされるということで。

1 1 番委員

逆に言っちゃうと、もうブロッコリーだけしか利用できないということになる。

職務代理者(2番)

ほかのものつくれんということ。

1 1 番委員

レタスもつくれない。

職務代理者(2番)

上から3つ目以降みたいは、露地野菜にしとけば何つくつとんかは。

4 番委員

これは、本人の申告のままで書いとんやろう。

事務局

本人の申告のままです。

4 番委員

ほなきん、とりあえず本人は今年そういうことで借り受けたということで、ただけのことな。これいかんのやったら露地野菜に変えたらええんや。いかんのか。勝手に変えるわけにはいかんのか。

事務局

勝手には変えれないと思うので、申しわけありませんけど、ちょっとまた確認させていただいて。

4 番委員

おお、本人にほんなら確認して、ちょっとそれ言うてあげたらええが。ということでよろしいですか。

職務代理者(2番)

1 1 番委員

はい。

職務代理者(2番)

ほかにございませんか。

(なし の声あり)

特段意見がないようですので、議案第5号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第5号は承認といたします。

(●●会長、●●推進委員着席)

議長

済いません、ありがとうございます。

そうしたら、議案第6号 非農地証明願についてを議題といたします。お願いします。

事務局

議案第6号 非農地証明願について。

【議案第6号1番について 議案書を基に朗読】

それでは、番号1番について説明します。

申請地の地目につきましては、登記簿は畑、現況は宅地となっています。非農地となった年月日は昭和61年ごろとなっています。非農地となった理由としては、戦前より納屋として使用し、昭和61年ごろ県事業により一部を買収、建物除去し、現在は農業用車両の駐車場として使用している。事務局で確認しましたが、問題はありません。

以上です。

議長

ということですが、よろしいでしょうか。

(なし の声あり)

ご意見がないようですので、議案第6号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第6号を承認いたします。

続きまして、議案が終わったということで、報告案件、その他のほうを事務局よろしくお願ひします。

事務局長

事務局より報告いたします案件が5点ございます。

事務局

【その他5点について事務局より説明】

事務局長

最後に、来月の予定についてお知らせいたします。

12月の小委員会は14日木曜日の午前9時から第1会議室で行います。当番委員は、8番の亀山委員さん、推進委員5番の松岡委員さんをお願いいたします。

定例会は翌15日金曜日午前9時からこの第1会議室で行います。署名委員さんは13番の松浦委員さん、14番の中村委員さん、4番の山崎委員さんのうち2名の方をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長

本日の議案、報告案件はこれで終了ということで、一応閉会して、あとちょっと事務局からお知らせということです。ということで、11月の農業委員会は閉会をいたしたいと思ひます。長時間ありがとうございました。